<u>局所排気装置の定期自主検査は</u> されていますか?

【定期自主検査とは】

局所排気装置の性能を維持することを目的として、**労働安全衛生法第45条に義務付けられている一年以内ごとに一回の法定検査**です。

また、実施した**検査記録の三年間保存**が義務付けられています。

検査を怠ると...

1.健康被害

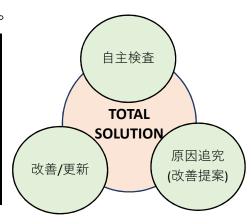
適正な換気がされていないと、有害物質はガス、蒸気、粉じんとなって室内に拡散され、 呼吸器・皮膚・消化器等から人体に吸収されます。吸収量が代謝による対外排出を上回る ことが長期間続くと中毒や内臓疾患等の健康上の被害、精神障害を引き起こします。

2.罰則

定期自主検査を実施していない場合、労働基準監督署の是正勧告対象となり、場合によっては罰金があります。

※実施記録を保存していない場合も是正勧告対象となります。

対象機器	検査頻度	検査箇所	検査内容
①局所排気装置 ②プッシュプル ③除じん装置	年1回	・捕集部・ダクト部・ファン・排気ダクト・防火ダンパー・制御風速など	・破損・変形・腐食 ・摩耗・異音・振動 ・給油状態 ・配線緩み ・電圧電流 ・風量測定 など





検査結果に問題点があれば 装置改善のご提案から 部分補修及び新設施工まで 全面的に承ります。 まずはお気軽にご相談ください!

爽性 夏原工業株式会社 MATSUHARA Industrial Technologies Inc.

EP事業本部 環境サービス事業部

営 業 課: 〒522-0201 滋賀県彦根市高宮町2688番地1

TEL:0749-26-3272 FAX:0749-26-3278

北陸営業所:〒930-0009 富山県富山市神通町一丁目5番30号

TEL:076-411-9833 FAX:076-411-9844